岩手県外発災時における災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）出動・調整手順（案）　※基本パターン

被災地域の市町村（避難所）・精神科医療機関【受援】

被災地域のＤＰＡＴ活動拠点本部の対応【支援】

被災都道府県庁・ＤＰＡＴ調整本部の対応【支援・受援】

岩手県の対応【支援】

１：災害等の情報収集
災害等の情報を収集し、DPAT 派遣要請に備え、今後の対応を検討する。

2：岩手 DPAT 出動の要請
被災都道府県の DPAT 派遣要請に基づき、岩手 DPAT 出動要請書により、指定医療機関の長に対して岩手 DPAT の出動を要請する。（急を要する場合は、先に電話にて出動要請を行い、その後、送付する。）
【出動基準】
(1)　被災地域の市町村長から災害対策基本法第 68 条に基づく要請があった場合
(2)　被災地域の都道府県知事から災害対策基本法第 74 条に基づく要請があった場合
(3)　他の都道府県知事から「大規模災害時の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく要請があった場合
(4)　(1)～(3)のほか、知事が特に必要と求めた場合

３：岩手 DPAT 出動の調整
県障がい保健福祉課は、岩手 DPAT 統括者や県精神保健福祉センターと協議し、岩手 DPAT 出動可否報告書の内容を踏まえ、出動させる指定医療機関、活動期間及び活動地域等について調整する。
（被災都道府県から、同じ都道府県の各班がリレー形式で活動・引継ぎできるよう要望等があった場合、岩手 DPAT 出動可否報告書において可と回答した指定医療機関と活動期間変更が可能か調整する。）

4：岩手 DPAT 出動可否の報告
県障がい保健福祉課は、岩手 DPAT の出動可否について、被災都道府県に対し報告する。

5：岩手 DPAT 出動の再調整
県障がい保健福祉課は、被災都道府県から示されたスケジュール案を、出動可として報告した指定医療機関に送付し、最終確認する。
また、スケジュール案のとおり活動可能であると報告があった場合、被災都道府県に対しスケジュール案のとおり派遣可として報告する。

6：DPAT 出動の決定
県障がい保健福祉課は、被災都道府県から示された確定スケジュールを、出動可として報告した指定医療機関に送付する。

岩手 DPAT（指定医療機関）の対応【支援】

1：DPAT 出動の検討
指定医療機関は、岩手 DPAT 出動要請書に基づき、DPAT の出動について検討し、岩手 DPAT 出動可否報告書を提出する。

2：DPAT 出動の再検討
指定医療機関は、岩手県からの照会に基づき、活動期間の変更が可能か再検討し、回答する。

3：スケジュール案の確認
指定医療機関は、岩手県から示されたスケジュール案を確認し、スケジュール案のとおり活動可能かどうか報告する。

4：DPAT 出動の決定
確定スケジュールに基づき、活動準備を進める。